

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第23条 当社は、契約者から請求があったときは別表2（付加機能）に定めるところにより付加機能を提供します。 ただし、次のいずれかに該当するときは、その付加機能を提供できないことがあります。 (1) その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。 (2) その請求があった契約者について、特殊詐欺に関与したとして警察機関から当社に対して追加番号（別表2（付加機能）に規定するものをいいます。）について番号情報送出手機能（別表2に規定するものをいいます。）の提供を拒否するよう要請があった者と同一の者であると当社が判断したとき。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>第9章 利用中止等</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止することがあります。 (1)～(8) (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定によるほか、警察機関から当社に対して、当社又は当社以外の者が提供する電気通信サービスを利用して特殊詐欺を行ったとして警察機関が指定した者に提供している追加番号（別表2（付加機能）に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）について番号情報送出手機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の利用を停止するよう要請があった場合であって、その指定された者が音声利用IP通信網サービスに係る追加番号について番号情報送出手機能を利用している契約者と同一の者であると当社が判断したときは、その契約者が利用している全ての音声利用IP通信網サービスに係る追加番号について番号情報送出手機能の利用を停止することがあります。この場合において、その利用停止をする期間は、警察機関から要請されることに従います。</p> <p>3 当社は、前2項の規定により音声利用IP通信網サービス又は番号情報送出手機能の利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。 ただし、本条第1項第5号又は前項により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。</p> <p>4 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>第14章 雑則</p> <p>第60条～第62条 (略)</p>	<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第23条 当社は、契約者から請求があったときは別表2（付加機能）に定めるところにより付加機能を提供します。 ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>第9章 利用中止等</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止することがあります。 (1)～(8) (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定によるほか、契約者が当社と締結している音声利用IP通信網契約について、警察機関から当社に対して、特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いた、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。）に利用されたとして、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止する旨の要請があったときは、警察機関から当社に対して利用停止を解除する旨の要請があるまでの間（警察機関から当社に対して、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合又は特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が1年を超え、警察機関から当社に対して利用停止を解除する旨の要請があるまでの間とします。）、その音声利用IP通信網契約に係る追加番号（別表2（付加機能）に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の利用を停止することがあります。この場合において、利用を停止する前の電気通信番号と利用停止を解除した場合の電気通信番号が異なります。</p> <p>3 当社は、前2項の規定により音声利用IP通信網サービス又は番号情報送出手機能の利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。 ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>4 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>第14章 雑則</p> <p>第60条～第62条 (略)</p>

(契約者の氏名の通知等)

第63条 契約者は、特定 F T T H 事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等を、その協定事業者へ通知する場合がありますことあらかじめ同意するものとします。

2～6 (略)

7 契約者は、当社が第32条(利用停止)第2項の規定により、別表2(付加機能)に規定する追加番号について番号情報送出機能の利用を停止したときは、当社がその契約者の氏名、名称、住所、居所若しくは請求書の送付先及び契約者識別番号等を、特定 F T T H 事業者を介して警察機関に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。

第63条の2～第71条 (略)

第15章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～6 (略)	(略)
7 番号情報送出機能(追加番号) その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者識別番号又は追加番号(契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者識別番号以外の番号をいいます。以下同じとします。)の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能をいいます。	(1)～(3) (略) (4) 第32条(利用停止)第2項の規定により番号情報送出機能の利用を停止したときは、 <u>当社は、その追加番号について利用停止を解除する際に変更することがあります。</u> (5) <u>追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</u>

別表3～別表6 (略)

附 則(令和5年7月10日経企第1381号)
この改正規定は、令和5年7月10日から実施します。

(契約者の氏名の通知等)

第63条 契約者は、特定 F T T H 事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等を、その協定事業者へ通知する場合がありますことあらかじめ同意するものとします。

2～6 (略)

7 契約者は、当社が第32条(利用停止)第2項の規定により、別表2(付加機能)に規定する追加番号について番号情報送出機能の利用を停止したときは、当社がその契約者の氏名、名称、住所、居所若しくは請求書の送付先及び電話番号等を、特定 F T T H 事業者を介して警察機関に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。

第63条の2～第71条 (略)

第15章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～6 (略)	(略)
7 番号情報送出機能(追加番号) その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者識別番号又は追加番号(契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者識別番号以外の番号をいいます。以下同じとします。)の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能をいいます。	(1)～(3) (略) (4) <u>追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</u> (5) <u>当社は、第32条(利用停止)第2項の規定により、当社が契約者へ付与した追加番号について番号情報送出機能の利用を停止したときは、その利用を停止した追加番号に係る音声利用 I P 通信網契約に関する契約者回線について、(3)の規定にかかわらず、追加番号の付与に係る請求を承諾しないことがあります。</u>

別表3～別表6 (略)